

へいせい ねん がつついたち
平成31年2月1日

しゃかいふくしほうじん
社会福祉法人 かがやき

じゅうようじこうせつめいしょ
重要事項説明書

かがやきホーム

かいご ほうかつがたきょうどうせいかつえんじょ
(介護サービス包括型共同生活援助)

りょうしゃめい
利用者名

さま
様

あなたに対する共同生活援助サービス提供開始にあたり、障害者の日常生活及び社会生活

を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づいて当事業所があなたに説明すべき

内容は次のとおりです。

1. 事業者の概況

事業者の名称	社会福祉法人 かがやき
法人の所在地	旭川市東8条2丁目3番11号
法人種別	社会福祉法人
事業種別	介護サービス包括型共同生活援助
法人代表者氏名	理事長 岩崎 正則 印
電話番号	0166-22-4000
FAX番号	0166-22-2345
設立年月	平成25年4月1日
法人の基本理念	1、素直な気持ち 2、謙虚な気持ち 3、感謝の気持ち

2. 利用施設

事業所の種類	共同生活援助 平成28年4月1日指定 0122908577
事業所の名称	かがやきホーム
主たる対象者	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病等対象者
管理者	小笠原 薫里
事業所の所在地	旭川市東8条2丁目3番11号
連絡先	電話番号 0166-29-5000 FAX 0166-27-6600
定員	20名
開設年月日	平成28年4月1日

じぎょうしょ しゅるい 事業所の種類	きょうどうせいかつえんじょ へいせい ねん つき にちしてい 共同生活援助 平成28年 4月 1日指定 0122908577
じぎょうしょ めいしょう 事業所の名称	かがやきホーム神居
しゅ たいしょうしゃ 主たる対象者	しんたいしょう しゃ ちてきしょう しゃ せいしんしょう しゃ なんびょうとうたいしょうしゃ 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病等対象者
かんりしゃ 管理者	おがさわら かおり 小笠原 薫里
じぎょうしょ しょざいち 事業所の所在地	あさひかわしかむい じょう ちょうめ ばん ごう 旭川市神居9条1丁目7番26号
れんらくさき 連絡先	でんわばんごう 電話番号 0166-62-4202 ふあつくす FAX 0166-73-6952
ていいん 定員	めい 10名
かいせつねんがつび 開設年月日	へいせい ねん つき にち 平成29年 2月 1日

3. 事業の目的・運営方針

じぎょう もくてき 事業の目的	<p>しゃかいふくしほうじん かいせつ 社会福祉法人かがやきが開設するかがやきホーム及びかがやきホーム神居 （以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を そうごうてき しえん ほうりつ い か ほう もと していきょうどうせいかつえんじょ 総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく指定共同生活援助 じぎょう い か じぎょう てきせい うんえい かくほ じんいんおよ かんりうんえい 事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営 かん さだ じぎょうしょ じゅうぎょうしゃ しきゅうけつてい う しょうがいしゃ い か に関することを定め、事業所の従業者が、支給決定を受けた障害者（以下 りようしゃ たい てきせい していきょうどうせいかつえんじょ ていきょう もくてき 「利用者」という。）に対し、適正な指定共同生活援助を提供することを目的 とする。</p>
うんえいほうしん 運営方針	<p>1、この事業所が実施する事業は、利用者が地域において共同して自立した にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな どうがいりようしゃ しんたいおよ 日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び せいしん じょうきょうなら お かんきょう おう きょうどうせいかつじゅうきよ 精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居におい そうだん にゅうよく はい また しょくじ かいご た にちじょうせいかつじょう えんじょ てきせつ て、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切 こうかてき おこな かつ効果的に行うものとする。</p> <p>2、事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者 たちば た ていきょう つと の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。</p> <p>3、サービスの提供にあたっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営 おこな しちょうそん た していしょうがいふくし じぎょうしゃなど た ほけんいりよう を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サー また ふくし ていきょう しゃ みっせつ れんけい つと ビス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。</p>

	<p>4、^{ちいき}地域での^{しゃいかつどう}社会活動が^{こんなん}困難な^{しんしんじょうたい}心身状態の方にも、^{かた}本人の^{ほんにん}望む^{のぞ}生活を^{せいかつ}営ん^{いと}でいただけるよう、^{にっちゅうしえん}日中支援および^{やかん}夜間の^{しえんたいせい}支援体制の^{こうちく}構築に^{つと}努めるものとする。</p> <p>5、^{じぎょう}事業の^{じっし}実施にあたっては、^{ぜん}前^{こう}4項のほか、^{かんけいほうらいなど}関係法令等を^{じゅんしゆ}遵守する。</p>
--	---

4. 施設の概要

イ. 構造等

かがやきホーム ^{ひがし じょう ちょうめ ばん 11 ごと} (東8条2丁目3番11号)		
たてもの 建物	^{こうぞう} 構造	^{てつぱん} 鉄筋 ^{ぞう} コンクリート造 ^{ちじょう かい} 地上2階
	^{の ゆかめんせき} 延べ床面積	866.36
	^{りようていいん} 利用定員	20人
かがやきホーム神居 ^{かむい かむい じょう ちょうめ ばん 26 ごと} (神居9条1丁目7番26号)		
建物	^{こうぞう} 構造	^{もくぞう} 木造 ^{ちじょう かい} 地上2階 ^{ち か 1かい} 地下1階
	^{のべゆかめんせき} 延べ床面積	486.00
	^{りようていいん} 利用定員	10人

ロ. 主な設備

かがやきホーム		
^{せつび しゅるい} 設備の種類	^{しつ すう} 室数	^{び こう} 備考
^{きょしつ} 居室	20 (うち体験利用2室)	^{ぜんしつこしつ} 全室個室、 ^{せんめんだい} 洗面台あり ^{やく じょう} 約7.3畳
^{しょくどう} 食堂	2	^{こうりゆう} 交流スペースとして ^か リビングを兼ねる
^{よくしつ} 浴室	2	
^{とイレ} トイレ	8	
^{ちょうりしつ} 調理室	2	
^た その他		^{せんたくおぶつしりしつ} 洗濯汚物処理室、 ^{かいございりょうしつ} 介護材料室、 ^{じむしつ} 事務室、エレベーター、 ^{しょうぼうつうほうせつびなど} 消防通報設備等

かがやきホーム ^{かむい} 神居		
せつび しゅるい 設備の種類	しつ すう 室数	び こう 備考
きよしつ 居室	10	ぜんしつこしつ やく6じょう 全室個室、約6畳
しょくどう 食堂	1	こうりゆう 交流スペースとしてリビングを兼ねる
よくしつ 浴室	1	
トイレ	2	
ちょうりしつ 調理室	1	
た その他		ごらくしつ きゅうけいしつなど 娯楽室、休憩室等

5. 職員体制^{しょくいんたいせい}

かがやきホーム

H30. 8. 1現在

しょく しゅ 職種	いん すう 員数	く ぶん 区分				じょうきん 常勤 かんざんご 換算後の しょくいん 職員	し かく 資格
		じょうきん 常勤		ひじょうきん 非常勤			
		せんじゅう 専従	けんになん 兼任	せんじゅう 専従	けんになん 兼任		
かんりしや 管理者	1		1			0.5	かいごふくしし 介護福祉士
かんり サービス管理 せきにんしや 責任者	1		1			0.5	かいごふくしし 介護福祉士
せわにん 世話人	14	3	1	8	2	5.0	ヘルパー2級
せいかつしえんいん 生活支援員	9	4	2		3	3.2	かいごふくしし 介護福祉士
しょくいん 看護職員	1				1	0.4	かんごし 看護師

かがやきホーム^{かむい}神居

H30. 8. 1現在

しょく しゅ 職種	いん すう 員数	く ぶん 区分				じょうきん 常勤 かんざんご 換算後の しょくいん 職員	し かく 資格
		じょうきん 常勤		ひじょうきん 非常勤			
		せんじゅう 専従	けんになん 兼任	せんじゅう 専従	けんになん 兼任		
かんりしや 管理者	1		1			0.5	かいごふくしし 介護福祉士
かんり サービス管理 せきにんしや 責任者	1		1			0.5	かいごふくしし 介護福祉士
せわにん 世話人	5	2		3		1.6	
せいかつしえんいん 生活支援員	2			1	1	0.3	
しょくいん 看護職員	1				1	0.4	かんごし 看護師

※ 常勤換算とは・・・

職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を、当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

6. 職員の職務と勤務体制

イ、職務

職 種	職 務 内 容
<p>かんりしゃ 管理者</p>	<p>管理者は、職員<small>の</small>管理、指定共同生活援助<small>の</small>利用の申し込みに係る調整、業務<small>の</small>実施状況<small>の</small>把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定共同生活援助<small>の</small>実施に関し、事業所<small>の</small>職員に對し遵守させるため必要な指揮命令を行う。</p>
<p>かんり サービス管理 せきにんしゃ 責任者</p>	<p>(1) 適切な方法により、利用者<small>の</small>有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等<small>の</small>評価を通じて利用者<small>の</small>希望する生活や課題等<small>の</small>把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者<small>が</small>自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討する。</p> <p>(2) アセスメント及び支援内容<small>の</small>検討結果に基づき、事業所<small>が</small>提供する指定共同生活援助以外<small>の</small>保健医療サービス又はその他<small>の</small>福祉サービス等<small>の</small>連携も含めて、利用者<small>の</small>生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定共同生活援助<small>の</small>目標及びその達成時期、指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した共同生活援助計画<small>の</small>原案を作成する。</p> <p>(3) 共同生活援助計画<small>の</small>原案の内容を利用者<small>に</small>對して説明し、文書<small>に</small>よ</p>

	<p>利用者^{りようしゃ}の同意^{どうい}を得^えた上^{うえ}で、作成^{さくせい}した共同生活援助計画^{きょうどうせいかつえんじょけいかく}を記載^{きさい}した書面^{しょめん}を利用者^{りようしゃ}に交付^{こうふ}する。</p> <p>(4) 共同生活援助計画^{きょうどうせいかつえんじょけいかく}作成^{さくせい}後^ご、共同生活援助計画^{きょうどうせいかつえんじょけいかく}の実施^{じっし}状況^{じょうきょう}の把握^{はあく}（利用者^{りようしゃ}についての継続^{けいぞく}的なアセスメント^{あせすめんと}を含む^{ふく}。）を行う^{おこな}るとともに、少なくとも^{すく}とも6ヶ月^{かげつ}に1回^{かいじょう}以上^{いじょう}、共同生活援助計画^{きょうどうせいかつえんじょけいかく}の見直し^{みなお}を行い^{おこな}、必要^{ひつよう}に応じて^{おう}共同生活援助計画^{きょうどうせいかつえんじょけいかく}を変更^{へんこう}する。</p> <p>(5) 利用申込者^{りようもうしこみしゃ}の利用^{りよう}に際^{さい}し、障がい福祉サービス事業者等^{しょうふくしじぎょうしゃなど}に対する照会^{たいしょうかい}等^{など}により、利用申込者^{りようもうしこみしゃ}の心身^{しんしん}の状況^{じょうきょう}、事業所^{じぎょうしょ}以外^{いがい}における指定障がい^{していしょうがい}福祉サービス等^{ふくしサービスなど}の利用^{りよう}状況^{じょうきょう}等^{など}を把握^{はあく}する。</p> <p>(6) 利用者^{りようしゃ}の心身^{しんしん}の状況^{じょうきょう}、置かれて^おいる環境等^{かんきょうなど}に照ら^てし、利用者^{りようしゃ}が自立^{じりつ}した日常生活^{にちじょうせいかつ}を営む^{いとな}ことができるよう定期的^{ていきてき}に検討^{けんとう}するとともに、自立^{じりつ}した日常生活^{にちじょうせいかつ}を営む^{いとな}ことができると認め^{みと}られる利用者^{りようしゃ}に対し、必要^{ひつよう}な支援^{しえん}を行う^{おこな}。</p> <p>(7) 他^たの職員^{しょくいん}に対する技術指導^{ぎじゅつしどう}及び助言^{およじょげん}を行う^{おこな}。</p>
世話人 ^{せわにん} 世話人	利用者 ^{りようしゃ} に対する食事 ^{たいしょくじ} の提供 ^{ていきょう} 、健康管理 ^{けんこうかんり} 、金銭管理 ^{きんせんかんり} 、日常生活上 ^{にちじょうせいかつ} の支援 ^{しえん} 、相談 ^{そうだん} を行う ^{おこな} 。
生活支援員 ^{せいかつしえんいん} 生活支援員	日常生活上 ^{にちじょうせいかつじょう} の支援 ^{しえん} 、相談 ^{そうだん} 、食事 ^{しょくじ} 、入浴 ^{にゅうよく} 、排泄等 ^{はいせつなど} の介護 ^{かいご} を行う ^{おこな} 。
看護職員 ^{かんごしょくいん} 看護職員	利用者 ^{りようしゃ} の健康管理 ^{けんこうかんり} 、相談 ^{そうだん} 、助言 ^{じょげん} 、医療機関 ^{いりょうきかん} との連携 ^{れんけい} 、緊急時 ^{きんきゅうじ} の対応 ^{たいおう} を行う ^{おこな} 。

口、勤務体制^{きんむたいせい}

職 ^{しよく} 種 ^{しゆ}	勤 ^{きん} 務 ^む 体 ^{たい} 制 ^{せい}
----------------------------------	--

かんりしゃ 管理者	まいしゅうつき きんようび 毎週月～金曜日 8:30～9:30
さーびす かんりせきにんしゃ サービス管理責任者	8:30～17:30
せわにん 世話人	7:00～20:00の8時間以内
せいかつしえんいん 生活支援員	7:00～20:00の8時間以内
かんごしょくいん 看護職員	8:30～17:30
しえん 夜間支援	16:30～翌 9:30

※ 状況に応じて、日中支援の体制も整えます。

7. サービスの概要

(1) 訓練等給付費対象サービス

訓練等給付費（市町村から支給される額及び入居者の定率負担額等）の範囲内で提供する

サービスの内容は以下のとおりです。

なお、入居者個人について提供するサービスの内容については、「共同生活援助サービス

利用契約書」第5条により作成する個別支援計画に基づくものとします。

種類	内容
食事	<ul style="list-style-type: none"> 支援の必要な入居者に対し、食事を提供します。また、個人で調理される方について希望者には状況に応じた支援をします。 <p><食事時間></p> <p>朝食 午前7時30分から</p> <p>夕食 午後5時30分から</p> <p>昼食 正午から（ご希望に応じ提供いたします）</p>
調理	<ul style="list-style-type: none"> 常に清潔・安全衛生に配慮した調理場環境を整えます。
洗濯・排泄・着脱衣 整容・清掃・整理整頓	<ul style="list-style-type: none"> 入居者の状況に応じて適切な支援をします。
日中活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 日中活動先との調整等を連携し支援します。
金銭管理・人間関係	<ul style="list-style-type: none"> 入居者の状況に応じて適切な支援をします。

<p>けんこうかんり 健康管理</p>	<p>じょうじ かんごし せいかつしえんいん しんたいじょうきょう はあく しつぺいよぼう けんこう ・常時は看護師、生活支援員により身体状況を把握し疾病予防、健康 かんり つと 管理に努めます。</p> <p>きんきゅうじひつよう りんじおうきゅう てあ おこな しゅじい ・緊急時必要により臨時応急の手当てを行うとともに主治医あるいは きょうりよくいりょうきかん せきにも ひ つ てきせつ しよち おこな 協力医療機関などに責任を持って引き継ぎ、適切な処置を行います。</p> <p>りようしゃ がいぶ いりょうきかん つういん ばあい つそ ・利用者が外部の医療機関に通院する場合、その付き添いなどについて はいりよ つそ りよう ばあい 配慮します。(付き添い料がかかる場合があります)</p>
<p>そうだんおよ えんじよ 相談及び援助</p>	<p>とうしせつ りようしゃおよ かぞく そうだん せいい も ・当施設は、利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意を持 つて応じ、可能な限り必要な援助を行うことに努めます。</p> <p>おう かろう かぎ ひつよう えんじよ おこな つと 〈相談窓口〉</p> <p>たんとうしゃ おがさわら かおり 担当者：小笠原 薫里</p>

(2) 訓練等給付費対象外サービス

くんれんなどきゅうふひたいしょうがいさーびす ていきょう ばあい りようりょうきん
訓練等給付費支給外サービスを提供した場合は、利用料金をいただきます。

<p>しゅるい 種類</p>	<p>ないよう 内容</p>	<p>きんがく 金額</p>
<p>いそうさーびす 移送サービス</p>	<p>りようしゃ していがいいりょうきかん つういん がいしゅつ がいはく いそう ・利用者の指定外医療機関への通院や外出、外泊の移送 さーびす おこな りようしゃ きぼう さーびす サービスを行います。(利用者の希望によるサービス)</p>	<p>つき かいいていど 月1回程度の しないいりょうきかん 市内医療機関の じゅしん むりよう ほか 受診は無料。他 がいしゅつ つきそ 外出・付添いは じっぴ 実費</p>
<p>よぼうちゅうしゃ 予防注射</p>	<p>にゅうきょしゃ きぼう いんふるえんざなど よぼうちゅうしゃ ・入居者の希望によりインフルエンザ等の予防注射を じっし 実施します。</p>	<p>じっぴ 実費</p>
<p>ぎょうじだいきん 行事代金</p>	<p>にゅうきょしゃ きぼう ぎょうじなど じっし ・入居者の希望により行事等を実施します。</p>	<p>じっぴ 実費</p>
<p>きんせんなどかんり 金銭等管理</p>	<p>にゅうきょしゃ きぼう きんせんなどかんり じっし ・入居者の希望により金銭等管理を実施します。</p>	<p>むりよう 無料</p>

(3) その他

サービス提供記録の保管	<ul style="list-style-type: none"> ・契約の終了後契約書に定める期間保管します。
サービス提供期間の閲覧	<ul style="list-style-type: none"> ・土、日、祝日を除く、毎日9時から17時。
サービス提供記録の複写物の交付	<ul style="list-style-type: none"> ・複写に際しては、1枚につき10円いただきます。

(4) サービスの概要

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。なお、「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

8. 利用料及び支払方法

イ、サービス料金

利用料金は、別表のとおりです。

ロ、支払い方法について

利用者負担額その他の費用の支払い方法について	<p>利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月10日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の15日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア) 現金支払い</p> <p>(イ) 利用者指定口座からの自動振替</p> <p>(ウ) 事業者指定口座への振り込み</p> <p>お支払いを確認しましたら、領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。</p> <p>また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡します。</p> <p>保管をお願いします。</p>
------------------------	---

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

9. 利用者の記録及び情報の管理等

事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、9:00～17:00です。(土、日、祝日を除く)

利用者の個人情報については、個人情報保護法にそつた対応を行います。ただしサービス提供を行う上での他事業所及び医療機関との連絡調整や、市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意(「個人情報使用同意書」による)に基づき情報提供を致します。

10. 苦情申し立て先

<p>事業者の窓口</p> <p>かがやきホーム 苦情相談窓口</p> <p>担当：小笠原 薫里</p>	<p>所在地 旭川市東8条2丁目3番11号</p> <p>電話番号 0166-29-5000</p> <p>ファックス番号 0166-27-6600</p> <p>受付時間 午前9時～午後17時</p>
<p>市町村の窓口</p> <p>旭川市福祉保険部指導監査課</p> <p>(市役所第2庁舎2階)</p>	<p>電話番号 0166-25-9849</p> <p>ファックス番号 0166-25-9090</p> <p>受付時間 午前8時45分～午後5時15分(平日)</p>
<p>公的団体の窓口</p> <p>北海道社会福祉協議会</p> <p>(北海道福祉サービス運営適正化委員会)</p>	<p>電話番号 011-204-6310</p> <p>受付時間 午前9時～午後17時(平日)</p>
<p>公的団体の窓口</p> <p>北海道国民健康保険団体連合会</p>	<p>電話番号 011-231-5161</p> <p>受付時間 午前9時～午後17時(平日)</p>

11. 協力医療機関

いりょうきかん 医療機関	めいしょう 名称	いりょうほうじんけんこうかい あさひかわ びょういん 医療法人健光会 旭川ペインクリニック病院		
しだいひょうしゃめい 代表者名	りじちよう まとば みつあき 理事長 的場 光昭			
しょざいち 所在地	あさひかわし じょうとおり ちょうめ ばんち 旭川市4条通17丁目1553番地			
でんわばんごう 電話番号	0166-22-2003			
しんりょうか 診療科	ないかなど 内科等	にゅういんせつび 入院設備	52しょう 床	

いりょうきかん 医療機関	めいしょう 名称	いりょうほうじんしゃだん しかしんりょうじょ 医療法人社団純弘会 かむい 歯科診療所		
だいひょうしゃめい 代表者名	いんちよう やえがし かずひで 院長 八重樫 和秀			
しょざいち 所在地	あさひかわしかむい ちょうめ 旭川市神居2条4丁目2番14号			
でんわばんごう 電話番号	0166-61-6480			
しんりょうか 診療科	しか 歯科	にゅういんせつび 入院設備	なし	

12. 非常災害時の対策

ひじょうじ たいおう 非常時の対応	べつとさだ しょうぼうけいかく たいおう 別途定める「消防計画」により対応します。			
へいじょう じくくんれん 平常時の訓練	べつとさだ しょうぼうけいかく ねん かい やかんおよ ひるま そうてい 別途定める「消防計画」にのっとり年2回、夜間及び昼間を想定した ひなん ぼうさいくんれん りようしゃ かた さんか じっし 非難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。			
ぼうさいせつび 防災設備 (かがやきホーム)	じどうかさいほうちき ・自動火災報知機	あり	ぼうかとり ・防火扉	なし
	ゆうどうとう ・誘導灯	あり	すぶりんくら せつび ・スプリンクラー設備	あり
	がすも ほうちき ・ガス漏れ報知器	あり	ひじょうつうほうそうち ・非常通報装置	あり

	ひじょうようでんげん ・非常用電源	あり	しょうかき ・消火器	あり
ぼうさいせつび 防災設備 (かがやきホーム神居)	じどうかさいほうちき ・自動火災報知機 ゆうどうとう ・誘導灯 もれほうちき ・ガス漏れ報知器 ひじょうようでんげん ・非常用電源	あり あり なし なし	・防火扉 ・スプリンクラー設備 ひじょうつうほうそうち ・非常通報装置 しょうかき ・消火器	なし なし あり あり
しょうぼうけいかく 消防計画など	しょうぼうしょ とどけでび へいせい ねん つき にち 消防署への届出日：平成30年4月1日 ぼうかかんりせきにんしゃ どうだ はるお 防火管理責任者：堂田 晴夫			

1.3. 当施設ご利用の際に留意していただく事項

らいほう めんかい 来訪・面会	らいほうしゃ かなら めんかいぼ きさき 来訪者は必ず面会簿に記載してください。		
しょくたくい しいがிரりょうりょう 嘱託医師以外の医療 きかん じゅしん 機関への受診	せんもんか じゅしん ひつよう ほんだん ばあい じゅしん けいぞくてき より専門家への受診が必要と判断された場合や受診が継続的になる ばあい かぞく たいおう ばあい 場合、ご家族により対応していただく場合があります。		
しせつないせつび きぐ りょう 施設内設備・器具の利用	しせつない せつび きぐ ほんらい ようほう したが りょう 施設内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反し りょう はそんなど しょう ばあい ばいしょう たご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。		
きつえん いんしゅ 喫煙・飲酒	げんそく ぜんかんきんえん いんしゅ かのう た りょうしゃ めいわく 原則、全館禁煙です。飲酒は可能ですが、他の利用者に迷惑をかけな ていど ねが い程度にお願いします。		
きちょうひん かんり 貴重品の管理	きちょうひん つきましては、りょうしゃ せきにん かんり 貴重品につきましては、利用者の責任において管理していただきます。 じ こ かんり りょうしゃ そうだん 自己管理のできない利用者につきましては、ご相談ください。		
しゅうきょうかつどうせいせいじ 宗教活動・政治 かつどう えいりかつどう 活動・営利活動	りょうしゃ しそく しんきょう じゅう た りょうしゃ たい しゅうきょうかつどう せいじ 利用者の思想、信教は自由ですが他の利用者に対する宗教活動、政治 かつどう えいりかつどう えんりよ 活動および営利活動はご遠慮ください。		
どうぶついく 動物飼育	しせつない ペット も こ およ しいく えんりよくだ 施設内へのペットの持ち込み及び飼育につきましては、ご遠慮下さい。		
えいせい ぼ じ 衛生保持	しせつない せいけつ せいとん た かんきょうえいせい ぼ じ きょうりよくだ 施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力下さい。		

<p>ぼうさいたいさく 防災対策</p>	<p>かさいよぼう きりつ かん とく ちゅうい はら かなら まも くだ 火災予防の規律に関しては特に注意を払い、必ず守って下さい。</p>
<p>その他</p>	<p>りようしゃ たい さーびす じっしおよ あんぜんえいせいなど かんりじょう ひつよう 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要がある と認められる場合、必要な措置をとることができるものとします。 その場合、ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。 退所後は速やかに持ち込み物品をお引取り下さい。残置物を引き渡す 場合は実費をいただきます。</p>

14. サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 共同生活援助計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「共同生活援助計画」を作成します。作成した「共同生活援助計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認ください。よろしくお願いいたします。

(3) 共同生活援助計画の変更等

「共同生活援助計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

15. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者・小笠原 薫里
-------------	------------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。

- ③ 苦情解決体制を整備しています。

従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

わたし ほんしょめん もと しゃかいふくしほうじん しょくいん
私は、本書面に基^{もと}づいて、社会福祉法人^{しゃかいふくしほうじん}かがやきの職員^{しょくいん}.....から、

ほんじゅうようじこう せつめい う
本重要事項^{ほんじゅうようじこう}の説明^{せつめい}を受けました。

へいせい ねん つき にち
平成 年 月 日

りようしゃめい じゅう しょ ち
利用者名 住 所 〒

し めい
氏 名 印

りようしゃ せいねんこうけん^{せいねんこうけん}にん など じゅう しょ ち
利用者の成年後見人^{せいねんこうけん}等 住 所 〒

し めい
氏 名 印

ぞく がら
続 柄 印

どうじぎょうしょ さま たい しえん さーびす ていきょう じょうき
当事業所^{どうじぎょうしょ}は、様^{さま}に対する支援サービス^{たい しえん さーびす}の提供^{ていきょう}にあたり、上記^{じょうき}のとおり

じゅうようじこうせつめい せつめい
重要事項説明^{じゅうようじこうせつめい}について説明^{せつめい}いたしました。

へいせい ねん つき にち
平成 年 月 日

じ ぎょう しゃ じゅう しょ ち
事業所 住 所 〒070-0028

あさひかわしひがし じょう ちょうめ ばん ごう
旭川市東8条2丁目3番11号

めい しょう しゃかいふくしほうじん
名 称 社会福祉法人 かがやき

じ ぎょう しょ じゅう しょ ち
事業所 住 所 〒070-0028

あさひかわしひがし じょう ちょうめ ばん ごう
旭川市東8条2丁目3番11号

めい しょう
名 称 かがやきホーム

せつ めい しゃ
説明者 印